

# 保護観察の実施(法務省)

## 取りまとめ

---

- 保護観察対象は5種あり(①保護観察処分少年②少年院仮退院者③仮釈放者④保護観察付執行猶予者⑤婦人補導院仮退院者)、各々で保護観察の状況等が異なることから、各々の状況について把握し、効果を測定できる仕組み作りを検討すべき。
- 初期アウトカムについて、性犯罪者処遇プログラム受講者に係る指標は優れた指標であるものの、保護観察対象者のうち性犯罪者数は一部に過ぎず、本事業の効果を全体として評価できる指標ではないことから、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムも含め、事業全体の効果の検証が可能な指標の設定を検討すべき。
- 最終アウトカムについて、現行では「出所者の刑事施設への再入所率」を指標としているが、同指標は保護観察対象の約 3 割に過ぎない「③仮釈放者」のみを対象とする指標であり、事業全体の効果を表すものではないことに留意して、指標の設定を検討すべき。
- アウトカム指標の設定にあたっては、複数年度で評価できるよう、中間目標・最終目標値の設定を検討すべき。
- 更生保護サポートセンターの設置・運営の目的は保護司の処遇活動支援であるこ

とから、アウトプット指標については、更生保護サポートセンターでの活動数を表す指標の設定を検討すべき。

- 最終アウトカムの指標として「委嘱後4年未満で退任した保護司数」に着目していることは良いが、初期アウトカムについては、更生保護サポートセンターの支援が保護司のニーズを満たしたものとなっているかの満足度調査などを指標として設定することを検討し、更生保護サポートセンターの保護司への処遇支援の効果検証を行うべき。
- なお、効果検証にあたっては、地域毎に比較可能なデータの取得についても検討すべき。